

1. 議 事 日 程（初日）

（平成25年那智勝浦町議会第1回定例会）

平成25年3月7日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	選 第1号 議会広報編集委員の選任	10
日程第5	議案第16号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例	11
日程第6	議案第17号 那智勝浦町証人等の実費弁償に関する条例	11
日程第7	議案第18号 那智勝浦町公共施設整備基金設置条例	12
日程第8	議案第19号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例	14
日程第9	議案第20号 那智勝浦町税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞 金条例の一部を改正する条例	14
日程第10	議案第21号 那智勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例	14
日程第11	議案第22号 那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例	14
日程第12	議案第23号 那智勝浦町障害程度区分等認定審査会の委員の定数等を定 める条例の一部を改正する条例	17
日程第13	議案第24号 那智勝浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改 正する条例	18
日程第14	議案第25号 那智勝浦町町道の構造の技術的基準等を定める条例	19
日程第15	議案第26号 那智勝浦町建設残土処理場に関する条例	20
日程第16	議案第27号 那智勝浦町公営住宅管理条例の一部を改正する条例	22
日程第17	議案第28号 那智勝浦町都市公園条例の一部を改正する条例	23
日程第18	議案第29号 那智勝浦町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設 置に関する基準を定める条例	24
日程第19	議案第30号 那智勝浦町下水道条例の一部を改正する条例	26
日程第20	議案第31号 那智勝浦町新型インフルエンザ等対策本部条例	27
日程第21	議案第32号 那智勝浦町紀伊半島大水害記念公園条例	28
日程第22	議案第33号 那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例	30
日程第23	議案第34号 那智勝浦町立学校設置条例の一部を改正する条例	31
日程第24	議案第35号 那智勝浦町立図書館設置条例の一部を改正する条例	32

日程第25 議案第36号 那智勝浦町歴史文化的景観保全条例の一部を改正する条例	34
日程第26 議案第37号 那智勝浦町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	35
日程第27 議案第38号 那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例	36

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1 番 左 近 誠	2 番 荒 尾 典 男
3 番 下 崎 弘 通	4 番 森 本 隆 夫
5 番 曾 根 和 仁	6 番 湊 谷 幸 三
7 番 田 中 幸 子	8 番 東 信 介
10 番 山 縣 弘 明	11 番 中 岩 和 子
12 番 引 地 稔 治	

3. 会議録署名議員の氏名

1 番 左 近 誠	2 番 荒 尾 典 男
-----------	-------------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(16名)

町 長 寺 本 眞 一	副 町 長 植 地 篤 延
教 育 長 笠 松 昭 紀	消 防 長 小 脇 邦 雄
参 事 濱 口 博 之 (総務課長)	総務課新病院 建設推進室長 西 田 秀 也
会 計 管 理 者 宮 本 洋 和	病 院 事 務 長 八 木 敦 哉
税 務 課 長 城 本 和 男	住 民 課 長 寺 本 資 久
福 祉 課 長 福 居 和 之	観 光 産 業 課 長 瀧 本 雄 之
建 設 課 長 橋 本 典 幸	水 道 課 長 上 地 清 隆
教 育 次 長 小 玉 常 夫	総務課企画員 畑 中 卓 也

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(3名)

事 務 局 長 藪 本 活 英
事 務 局 主 査 寺 地 強
事 務 局 副 主 査 脇 地 健

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

〔４番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君） おはようございます。

報道各社から議場で撮影許可の申し出がありました。本件について議長はこれを許可しましたので、報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しておりますとおり傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

９時００分 開会

○議長（森本隆夫君） ただいまから平成25年第１回那智勝浦町議会定例会を開会します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

９時００分 開議

○議長（森本隆夫君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（森本隆夫君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

１番左近誠君、２番荒尾典男君を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２ 会期の決定

○議長（森本隆夫君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

６番湊谷君。

○議会運営委員長（湊谷幸三君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

去る３月１日に議会運営委員会を開会いたしまして、平成25年第１回定例会の日程等について協議をいたしました。その結果について御報告いたします。

本定例会に付議すべき事件は当初予算13件、条例の制定並びに改正が23件、補正予算が８件の合計44件となっております。

会期は本日７日から21日までの15日間を予定しております。

本会議８日、委員会２日、純休会５日となっています。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から3月21日までの15日間に行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、会期は本日から3月21日までの15日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸報告

○議長（森本隆夫君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） おはようございます。

本日、ここに平成25年第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらず、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

それでは、今議会に付される諸議案の説明に先立ち、町政報告を行います。

台風12号による大水害から1年半が経過いたしました。那智川沿いの地区におきましては、市野々、井関を皮切りに、各地の神社でお祭りが催され、少しずつ日常を取り戻しつつあるように思います。那智川の各支流に整備中の砂防堰堤もその姿が立ち上がり始め、工事の進捗を実感できます。しかしながら、住宅地に目を向けると整地された空き地ばかりが目につき、地区人口の減少が懸念されます。

平成24年度はこの災害から復旧元年と位置づけ、災害復旧工事に取り組んでまいりました。市野々小学校や井関保育所は当初の予定どおり工事が完了し、市野々小学校におきましては3月21日にきれいになった校舎で卒業式を迎えることとなり、井関保育所でも4月3日に開所式と入所式をとり行うこととなりました。

農業施設や土木施設の災害復旧工事にも鋭意取り組んでまいりましたが、施工業者不足もあり、なかなか思うようには進んでいないのが現状であります。年度内に完成しない工事につきましては次年度への繰り越しをお願いし、平成25年度で完成するように努力してまいります。

次に、観光関連の報告をいたします。観光動態につきましては、平成24年1月から12月の宿泊者数を63万5,116人、日帰り客を60万3,976人と推計しており、平成23年と比較すると、宿泊で9.8%、日帰り客で4.6%の増となっております。しかしながら、依然として厳しい状況に変わりはなく、伊勢神宮の式年遷宮や近畿自動車道紀勢線の南進などを好機と捉え、観光協会を中心に広域連携も図りながら熊野への誘客に取り組んでまいります。

誘客イベントといたしまして、2月17日から3月17日までの毎週日曜日にC級グルメフェアを開催しており、昨年を上回るお客様に御来場いただき、好評を得ております。来る3月23日と24日には、県内外からの出店もいただき、規模を大幅に拡大したウルトラC級グルメフェスタ in 勝浦を開催し、春休みの南紀勝浦に活気をもたらすイベントにしたいと考えております。

また、入湯税を活用した観光振興補助事業に採択された南紀勝浦ビッグひなめぐりは、3月1日から3日まで体育文化会館を会場に開催され、アリーナの客席をひな壇に見立てて1万3,300体ものひな人形を飾りました。開催期間中に会場を訪れたお客様は2万5,000人を数え、各種マスコミにも大きく取り上げられるなど成果がありました。実行委員会の皆様の御努力に感謝申し上げます。今後も、南紀勝浦の春の風物詩として多くのお客様にお越しいただき、町をめぐって楽しんでいただける行事としてますます成長されますことを期待しております。

次に、2月22日に開催した町政報告会につきまして報告いたします。当日は約120名の町民の皆様にご来場いただきまして、町が進めている各種事業について私から報告させていただきました。質疑応答の時間には、クリーンセンター移転事業や急傾斜事業、観光振興事業などに御質問や御要望などをいただきました。このように直接町民の皆様とお話する機会は大切であると思いますので、今後とも定期的に開催したいと考えております。

次に、本会議において提案しております議件について御説明申し上げます。議件は合計44件であります。

その内訳は、平成25年度一般会計を初めとする当初予算13件、平成24年度補正予算8件、条例の制定7件、条例の一部改正16件となっております。

議案第3号から議案第15号の平成25年度予算案の概要について御説明申し上げます。

本年度も引き続き、台風12号災害に対する復旧、復興事業に全力で取り組み、さらに南海トラフの巨大地震による地震、津波の新たな被害想定を踏まえた防災・減災対策など、災害に強いまちづくりを最優先で進め、また福祉と医療を充実させたより安全・安心なまちづくりに取り組み、町民の命と暮らしを守り、地域に活力を取り戻すことを重視した積極予算を編成させていただきました。

新年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算総額は180億3,367万1,000円で、平成24年度予算総額173億2,467万円に対し7億900万1,000円、4.1%の増となっております。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ92億3,880万円をお願いするものであります。対前年度比2億3,201万7,000円、2.6%の増となっており、土木費、民生費、総務費などの増加が主な要因であります。

台風12号災害の復旧、復興関係経費といたしましては、公共土木施設を初めとする災害復旧事業の経費のほか、大谷地区への残土処理場整備事業、被災者用公営住宅建設事業などとなっており、また防災対策事業関係では、各地区の避難路等の整備、下里江川への樋門整備事業、総合防災マップの作成経費などとなっております。

新規事業の主なものといたしましては、紀伊勝浦駅へのエレベーター設置事業補助金、下里保育所施設整備事業などとなっております。

継続で実施している那智中学校の大規模改修事業は、昨年度に引き続き校舎棟の新築工事と外構工事に係る経費をお願いしております。

歳入の主たる財源を町税及び地方交付税、国県支出金、地方債に求め、なお不足する財源については基金の取り崩しによる繰り入れを行います。地方交付税につきましては、前年と同額

の25億円を見込み計上しております。国県支出金につきましては、災害復旧事業の減少により、対前年度比29.9%、6億9,818万5,000円減の16億3,955万6,000円となっております。町税につきましては、対前年度比1.1%、1,642万5,000円増の14億5,260万6,000円を見込み計上しておりますが、今後とも歳入財源の根源であります税収の確保に全力を尽くしてまいります。

次に、歳出について御説明いたします。

総務関係。

企画関係では、先ほども申し上げましたが、紀伊勝浦駅のエレベーター設置のための紀伊勝浦駅バリアフリー化設備等整備事業補助金をお願いしております。また、過疎地域の活性化のため、引き続き集落支援員及び地域おこし協力隊による過疎対策事業を実施いたします。

福祉関係。

児童福祉関係では、下里保育所施設整備工事費や南大居保育所耐震補強工事費のほか、避難用車やライフジャケットなどの購入費もお願いしております。

保健衛生関係では、感染症予防事業としてインフルエンザを初めとする各種予防接種や健康増進事業として住民健康診査や歯科健診、5種目のがん検診、母子対策事業として妊婦健康診査等の必要経費を計上しております。

人権啓発関係では、人権尊重推進委員会とともに、全ての人の人権が尊重される町を目指して、人権に関する総合的な施策の推進に努めてまいります。

町民センター関係では、耐震診断業務委託及び耐震補強実施設計業務委託費を計上しております。

生活環境関係。

生活排水対策として、合併浄化槽整備事業を推進するため、65基分をお願いしております。

ごみ処理の関係では、循環型社会の構築に向け、指定ごみ袋による収集を行い、分別の徹底を図っておりますが、さらにごみの減量化、資源化、再利用化に取り組みます。

クリーンセンターにつきましては、施設の運転管理及びごみ収集など、運営経費と一般廃棄物処理に係る再資源化の予算をお願いしております。今後も維持管理につきましては、常に細心の注意を払い、安全なごみ処理に万全を期してまいります。

農林関係。

農業関係では、人工衛星による米の食味測定業務委託や、耕作放棄地対策と観光振興を兼ねた旅館米補助、学校給食米補助、青年就農給付などの事業を行ってまいります。

林業関係では、紀州材需要拡大事業補助金や鳥獣害被害防止対策の実施、間伐に対する補助など、森林の育成管理に取り組みます。

水産関係。

水産関係では、稚魚の中間育成委託や魚介類放流補助、水産振興会補助などにより水産業の振興に努め、あわせて外来船の誘致に取り組みます。

商工関係。

商工関係では、依然として本町の商工業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、商工会の役割

はますます重要なものとなっております。商工会運営補助金や空き店舗活用事業補助金により地域商工業の振興発展を支援し、地域の活性化に努めてまいります。

観光関係。

観光関係では、観光協会補助金や県とのタイアップ事業補助金により、この厳しい状況を打破すべく、積極的な誘客策に取り組みます。入湯税を活用した観光振興補助事業を本年も引き続き実施し、観光振興、観光誘客に民間の活力を活用していきたいと考えております。

建設土木関係。

建設土木関係では、台風災害に関連し、大谷地区残土処理場整備事業や町営住宅建設事業に係る経費をお願いしております。また、防災対策として下里江川樋門整備事業に係る経費をお願いしております。

消防関係。

消防関係では、常に消防組織、施設の充実強化に努めており、本年度におきましては消防ポンプ自動車2台を初め小型動力ポンプ軽積載車2台の更新整備、5基の消火栓の設置工事などを予定しており、消防力のさらなる強化を進めてまいります。

災害対策関係では、津波や土砂災害、洪水などを対象とした総合防災マップの作成や避難路の整備、LED避難誘導灯の整備などを行い、減災に取り組んでまいります。また、自主防災組織への支援補助及び育成補助も引き続き行います。

教育関係。

学校教育関係では、前年度に引き続き、那智中学校校舎の大規模改修事業に係る経費を計上し、生徒が安心して教育を受けることができるよう教育環境の整備を行うとともに、地域の中核避難場所として整備を行ってまいります。そのほか、小学校、中学校の管理費、外国語指導助手配置経費を計上し、那智勝浦町の将来を担う子供たちの教育の充実に努めます。

社会教育関係では、公民館活動を初めとする各種生涯学習や文化活動の支援費用、人権啓発関係費用、世界遺産を初めとする文化財関係費用、スポーツ少年団や体育協会への補助などのほか、平成27年度開催の紀の国わかやま国体推進経費を計上しております。

災害復旧費。

災害復旧では、台風12号災害で大きな被害を受けた農地、農業用施設、道路、橋梁、河川などの復旧事業に引き続き取り組みます。

次に、特別会計についてその概要を御説明いたします。

特別会計。

国民健康保険事業費特別会計につきましては、医療費に係る保険給付、後期高齢者支援金など、総額27億3,813万円を計上いたしております。

後期高齢者医療事業費特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金など、総額4億125万3,000円を計上いたしております。

簡易水道事業費特別会計につきましては、上水道との統合に係る経費を計上するほか、配水管布設替工事などを進め、給水の安全・安定に努めてまいります。

育英奨学金貸与事業費特別会計につきましては、高校生、大学生等への貸与を継続し、今年度も予算を計上いたしております。

下水道事業費特別会計につきましては、那智山地区特定環境保全公共下水道に係る事業費を計上しております。

介護保険事業費特別会計につきましては、介護保険被保険者に対する介護サービスの給付や保険料の徴収を行い、総額17億6,729万7,000円を計上しております。新規事業として介護職員初任者研修受講助成を行います。

次に、企業会計について御説明いたします。

企業会計。

水道事業会計につきましては、水道施設の災害復旧事業に係る経費や簡易水道との統合に係る経費、老朽配水管布設替工事費など計上し、より一層の給水サービスの充実に努めてまいります。

町立温泉病院事業会計につきましては、常日ごろからの地域の皆様方へよりよい医療の提供に努めるところですが、当初予算では、新病院建設事業に係る経費及び電子カルテシステム整備に係る経費などの予算をお願いするものであります。

以上が平成25年度予算の概要であります。

引き続き、議案第16号からの議案につきまして御説明いたします。

議案第16号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公平委員会事務局の変更に伴い、公平委員会委員長及び委員を本条例から削除するものです。

議案第17号証人等の実費弁償に関する条例につきましては、地方自治法の改正により条例の整備を行うものです。

議案第18号公共施設整備基金設置条例につきましては、公共施設の整備に要する財源に充てるため、基金の条例を制定するものです。

議案第19号税条例の一部を改正する条例、議案第20号税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例、議案第21号後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、議案第22号介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、督促手数料を改正するものです。

議案第23号障害程度区分等認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例、議案第24号廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、関係法律の改正により条例を整備するものです。

議案第25号町道の構造の技術的基準等を定める条例につきましては、関係法律の改正により、その基準を条例で定めるものです。

議案第26号建設残土処理場に関する条例につきましては、残土処理場の設置に関し、必要な事項を定めるものです。

議案第27号公営住宅管理条例の一部を改正する条例、議案第28号都市公園条例の一部を改正



する条例につきましては、関係法律の改正により条例を整備するものです。

議案第29号移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例につきましては、関係法律の改正により、その基準を条例で定めるものです。

議案第30号下水道条例の一部を改正する条例につきましては、関係法律の改正により条例を整備するものです。

議案第31号新型インフルエンザ等対策本部条例につきましては、関係法律の制定により、その必要な事項を条例で定めるものです。

議案第32号紀伊半島大洪水記念公園条例につきましては、公園の設置に関し必要な事項を定めるものです。

議案第33号消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、関係法律の改正により条例を整備するものです。

議案第34号学校設置条例の一部を改正する条例につきましては、浦神小学校の廃止により条例を改正するものです。

議案第35号図書館設置条例の一部を改正する条例、議案第36号歴史的景観保全条例の一部を改正する条例につきましては、関係法律の改正により条例を整備するものです。

議案第37号水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、簡易水道との統合による給水区域等の変更により条例を改正するものです。

議案第38号給水条例の一部を改正する条例につきましては、関係法律の改正による条例整備及び旧宇久井簡易水道の上水統合における水道料金の特例措置を定めるものです。

議案第39号平成24年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ7億8,426万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億5,163万5,000円とするものです。

歳出の主なものとしまして、公営住宅建設事業費、急傾斜等の県事業負担金、災害復興寄附金の積み立て、県営ため池等整備事業負担金、橋梁、トンネル等の調査点検費用、各費目の人件費の調整となっております。

なお、事業費の確定などにより、林道施設災害復旧事業費、那智中学校大規模改修事業費、町立温泉病院繰出金等で減額しております。

議案第40号平成24年度国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）につきましては、国県支出金の額の確定及び医療費の減額並びに人件費の調整となっております。

議案第41号平成24年度簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号）につきましては、人件費の調整となっております。

議案第42号平成24年度育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号）につきましては、寄附金の基金への積み立てとなっております。

議案第43号平成24年度下水道事業費特別会計補正予算（第1号）につきましては、人件費の調整となっております。

議案第44号平成24年度介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）につきましては、給付費

の追加に係るものであります。

議案第45号平成24年度水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、災害復旧事業費の未執行工事費の減額となっております。

議案第46号平成24年度町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、新病院建設事業費の確定によるものであります。

以上が本議会に提案いたしました44件の概要であります。その詳細につきましては各担当者から説明いたしますので、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。議員の皆様、そして町民の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして、町政報告とさせていただきます。

○議長（森本隆夫君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 選第1号 議会広報編集委員の選任

○議長（森本隆夫君） 日程第4、選第1号議会広報編集委員の選任を議題とします。

お諮りします。

議会広報発行に関する条例第3条第3項の規定により、議長において指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、議会広報編集委員に1番左近誠君、5番曾根和仁君、6番湊谷幸三君、7番田中幸子君、10番山縣弘明君、12番引地稔治君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、議会広報編集委員に1番左近誠君、5番曾根和仁君、6番湊谷幸三君、7番田中幸子君、10番山縣弘明君、12番引地稔治君を選任することに決定いたしました。

休憩します。

休憩中に議会広報編集委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時33分 休憩

9時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

議会広報編集委員会の委員長、副委員長を局長より報告させます。

局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君） 議会広報編集委員会の委員長、副委員長を報告いたします。

委員長に山縣弘明議員、副委員長に曾根和仁議員。

以上でございます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第５ 議案第１６号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第５、議案第16号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 議案第16号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第16号朗読〕

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、25年度から公平委員会の事務局が那智勝浦町から串本町に移管されるに伴い、本条例の別表第１の中の東牟婁公平委員会委員長と東牟婁公平委員会委員の報酬の規定を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年４月１日から施行するというものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第16号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第６ 議案第１７号 那智勝浦町証人等の実費弁償に関する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第６、議案第17号那智勝浦町証人等の実費弁償に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 議案第17号那智勝浦町証人等の実費弁償に関する条例について御説明申し上げます。

〔議案第17号朗読〕

次のページをお願いいたします。

本町におきましては、以前から議会、選挙管理委員会及び公聴会等の証人等に係る実費弁償等に関しまして、地方自治法第207条の規定による実費弁償条例を制定しておりましたが、今回地方自治法の改正があり、通常それに伴い、当該条例を改正するものでございますが、改正が困難であるため、今までの地方自治法第207条の規定による実費弁償条例を廃止し、新たに那智勝浦町証人等の実費弁償に関する条例を制定するものでございます。

附則としまして、第1項で、この条例は、公布の日から施行するとし、第2項で、地方自治法第207条の規定による実費弁償条例を廃止するものでございます。

以上が本条例の概要でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第17号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第18号 那智勝浦町公共施設整備基金設置条例

○議長（森本隆夫君） 日程第7、議案第18号那智勝浦町公共施設整備基金設置条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 議案第18号那智勝浦町公共施設整備基金設置条例について御説明申し上げます。

〔議案第18号朗読〕

次のページをお願いいたします。

現在、本町におきましては、財政調整基金や減債基金等の基金を設置しておりますが、新たに公共施設の整備に要する費用の財源に充てるため、那智勝浦町公共施設整備基金を設置するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） ちょっと1点確認させていただきたいと思います。

目的、第1条なんですけども、公共施設の整備に要する費用の財源に充てるというこの目的なんですけども、その整備なんですけども、これに建設とか、そして町有施設の建物の解体ですね、それも含まれるのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） お答えさせていただきます。

一応公共施設の整備に要する費用の財源に充てるためと目的を規定しておりますが、本町の場合、今後建設を予定しておりますクリーンセンター、それから消防庁舎等、新設するものが多くございます。恐らくその建設に充てる費用の財源となると考えております。それらが全て終わった段階では、改修等の可能性もございますが、今のところ解体までは考えてございません。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） 建設の面だけを当分の間は考えているということなんですけども、北浜にある観光会館なんかでも町の建物で大変古くなって危険な状態になっておりますね。ですから、地震とか災害があった場合に崩れるおそれもある。その可能性もあるということで、付近の住民の方も大変心配だと思うんですよ。そういった町有施設で使わなくなった建物なんかでも、そういう取り壊しなり解体なりするための費用としてこれも将来検討していただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 基金の額として、多く積み立てられる可能性は今のところ難しいところもありますが、今後そういうところに使うにしましても、充てられるものであれば、考えていきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） この整備の意味をちょっと辞書で引いたんですよ。そしたら、整備備えること。こら単純にこの漢字のとおりですけどね。そして、すぐ使えるように準備を整えることという項目もあるんですよ、この意味も。ですから、あそこも町の土地ですし、あのままほっといても何も有効利用もできませんので、今後有効に使えるように、あの土地も整えてておい

ていただきたいと、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。結構です。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第18号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議案第19号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第20号 那智勝浦町税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例
の一部を改正する条例

日程第10 議案第21号 那智勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第22号 那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第8、議案第19号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例から日程第11、議案第22号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例までを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君） 議案第19号から議案第22号まで、税等の督促手数料の改正に係るものであり、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の徴収事務を税務課が担当しておりますので、一括上程させていただきます。

まず、議案第19号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案書の次のページをお願いいたします。

那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）を次のように改正する。

第21条中の「50円」を「100円」に改める。

第21条は、督促手数料の定めであり、今回の町税の督促手数料現行「50円」を平成25年度課税分より「100円」に改正をお願いするものであります。

督促手数料につきましては、平成8年に50円に改正して以来、17年間見直しが行われておりません。もともと手数料として経費を基準とするものでありますが、現状ではそのコストと実際の手数料に乖離が生じている状態となっております。コスト的には郵便料金、はがき代50円と督促状の印刷代、電算のプログラム経費、人件費が必要となっておりまいますが、様式等も電算当初につきましてははがきに明細を印字したものでございましたが、平成22年度の電算改修によりましてコンビニでも納付できる納付書を同封しております。すぐに納付ができるようになっております。現在の額では、郵送料分のみでありまして、発行するごとに町の経費が持ち出しするというような状況となっております。本来は手数料ですので、督促状の発送に係る費用を督促状を受け取った方に応分の御負担をいただくよう、今回改正をお願いするものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、平成25年度以後の年度分の督促手数料につきまして適用し、24年度分までの督促手数料につきましては、従前の50円となります。

本条の改正の対象となります税目は町県民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税とこの条例の定めによることとなっております国民健康保険税ということでございます。

続きまして、議案第20号那智勝浦町税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書の次のページをお願いいたします。

改正内容につきましては、議案第19号と同様であります。この条例の対象となります諸収入は分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他町の収入等で、同様に督促手数料の改正をお願いするものでございます。

なお、現在のところは、これら諸収入について督促状の発送、手数料の徴収はございません。また、道路占用料等につきましても、督促手数料を徴収する場合には、本条によることとなります。

次に、議案第21号那智勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書の次のページをお願いいたします。

後期高齢者医療保険料に係る督促手数料を改正するもので、内容につきましては議案第19号と同様であります。

次に、議案第22号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

介護保険料に係る督促手数料を改正するもので、内容につきましては議案第19号と同様であります。

なお、県内の状況でございますが、県内30市町村におきまして50円が13市町村、100円が12市町村、それ以外80円等が5市町村の状態となっております。全国的にも徐々に改正が進ん

でおりまして、郡内では古座川町が既に100円となっております。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 議案第19号から議案第22号まで一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第19号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第20号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第20号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第21号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第21号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第22号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第22号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第12 議案第23号 那智勝浦町障害程度区分等認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例**

○議長（森本隆夫君） 日程第12、議案第23号那智勝浦町障害程度区分等認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 議案第23号那智勝浦町障害程度区分等認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例。

〔議案第23号朗読〕

この条例につきましては、厚生労働省は障害者自立支援法を現在通称では障害者総合支援法と言われております障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に題名改正し、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるというものでございまして、この名称変更に伴い、改正をお願いするものでございます。

なお、資料といたしまして新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第23号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第24号 那智勝浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例

○議長（森本隆夫君） 日程第13、議案第24号那智勝浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 議案第24号那智勝浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

〔議案第24号朗読〕

次のページをお願いします。

今回の改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正が行われまして、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者にあっては、環境省令で定める基準をもとに市町村条例で資格基準を定めることとされたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

本町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例は、別紙に議案第24号の新旧対照表をつけさせていただいておりますが、第22条の委任が最終条項となっております。これを一条繰り下げまして、第23条とし、第21条の次に新たに技術管理者の資格として第22条を追加するものでございます。

第1号及び第2号は技術士法に基づいた資格要件、第3号は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で定められた学校教育法等に基づいた課程等を修了し、その後廃棄物の処理に関する技術上の一定の実務経験を有する者、また第4号では前各号と同等以上の知識、技能ということで、廃棄物処理の技術者講習を修了した者がこれに当たるものとされております。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第24号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第25号 那智勝浦町町道の構造の技術的基準等を定める条例

○議長（森本隆夫君） 日程第14、議案第25号那智勝浦町町道の構造の技術的基準等を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議案第25号那智勝浦町町道の構造の技術的基準等を定める条例につきまして御説明申し上げます。

〔議案第25号朗読〕

次のページをお願いします。

本条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により条例を制定するものでございます。

町道の構造の技術的基準は、道路構造令に定める基準をもって基準とする。さらに、町道に設ける道路標識の寸法につきましては、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める基準をもって基準とする内容でございます。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第25号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第26号 那智勝浦町建設残土処理場に関する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第15、議案第26号那智勝浦町建設残土処理場に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議案第26号那智勝浦町建設残土処理場に関する条例につきまして御説明申し上げます。

〔議案第26号朗読〕

本条例につきましては、大字天満字大谷地区に建設を予定しています残土処理場に関する条例でございます。この施設で処理できる残土は、盛り土及び土地造成等に利用することができるもので、和歌山県の産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の規則に定める土壌基準を満たしたことを証明する土質試験証明書で管理いたします。

なお、使用料の設定につきましては、近隣の使用料を参考に決定させていただいております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

5 番曾根君。

○5 番（曾根和仁君） 2 点質問させていただきます。

1 点は、2 ページ目の金額のところなんですけど、私ちょっとこういう点について不勉強なんでちょっと教えていただきたいんですが、搬入と搬出のこの金額がどういう基準っていうんですか、根拠で決められたのか。他の民間の処分場ですとか、公共の処分場との比較ですとか、採算性だとか、いろんなことを参考にされて決めたと思われますけど、その辺をお聞かせください。

あともう一点なんですけど、大谷の残土処分場につきましては、天満区のほぼ御理解を得て

るということで建設が急がれるとこなんですけど、私がちょっと聞いた限りで、若干勘違いしてる住民の方もいらして、この処分場は那智谷もしくは那智谷の支流からの土石流だけを処分する場所だから、これはしょうがないねというような理解をしてる人もいらっしゃるんで、そうではなくて、この条例を見ると、それ以外の町内から出る公共残土も皆受け入れる処分場であるということなんで、その辺をきちっと説明していただいているのかということ、かつて建設委員会でも課長にお願いしたんですけど、その後ちゃんとした御回答いただけてないんで、再度その辺確認をいただきたいんで、2点お願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

まず1点、金額についてなんですけども、先ほど説明させていただきました搬入につきまして、1トン当たり840円、これは税込みの金額になっておりまして、税なしで800円になります。立米に、立方メートルに換算させていただきますと、立方メートルで1.8トンになりますので、計算しますと1,440円になります。

近隣の金額の状況を説明させていただきますと、宇久井の民間で1立方メートル当たり1,612円、新宮市の民間で1立方メートル当たり1,800円、串本町で1立方メートル当たり1,414円でございます。そういった形で、本町におきましては1立方メートル当たり税なしで1,444円、トンでいきますと800円、税込みで840円っていうふうに設定させていただいております。

続きまして、工事等の区民への説明の関係でございます。昨年12月27日に天満区民全体への説明会を開催させていただいております。何点かの要望をいただいております。現在、詳細設計を行っております。区長につきましては、随時経過報告を説明させていただいております。来週の3月11日月曜日に定例評議員会へ最終計画案をコンサルと一緒に説明に行かせていただきます。

なお、評議員会の了解を得れば、3月末に予定されております区民総会へ議案として提出していただき、区民の了解を得た上で工事の着工を予定しております。

なお、先ほど議員さんから指摘のありました工事残土につきましては、現時点では基本的には公共残土を主に那智川、太田川、砂防堰堤等を基本に考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

1番左近君。

○1番（左近 誠君） 1点お尋ねいたします。

使用料のところですけど、第2項です。「町長が特に認めたときは、これを減額し、又は免除することができる」とあります。これについて具体的にどういうことが考えられるのか、お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

第7条の2項で、「町長が特に認めたときは、これを減額し、又は免除することができる」とあります。この項目につきましては、基本的に国、県、町が発注する工事につきましては、減額は考えておりません。減額の可能なこととしたしましては、災害等発生したときに、住民が搬入できる場合等を考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第26号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議案第27号 那智勝浦町公営住宅管理条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第16、議案第27号那智勝浦町公営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議案第27号那智勝浦町公営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

〔議案第27号朗読〕

次のページをお願いいたします。

本条例につきましては、公営住宅法の改正により、第3条、入居者の資格のところに金額を明示する変更内容でございます。新旧対照表がよりわかりやすく説明できますので、新旧対照表をごらんください。

第3条、入居者の資格の条文(1)アのところで、改正前は「規定する金額」とありますが、改正後は「21万4,000円」と具体的な金額が明示されております。

同様に、イ、ウにつきましても、それぞれ金額が明示されております。

さらに、第2項といたしまして、「災害復旧その他の特別な理由があると町長が認める場合は、公営住宅に入居することができる」条文も追加されます。

なお、この条例は、平成25年4月1日からの施行でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第27号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第28号 那智勝浦町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第17、議案第28号那智勝浦町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議案第28号那智勝浦町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

〔議案第28号朗読〕

次のページをお願いいたします。

本条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、都市公園法の改正に伴います本町の都市公園条例の一部を改正する内容でございます。

主な改正内容を説明させていただきます。

第1条の4、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準につきまして、町内の都市公園では1人当たりの敷地面積の標準が10平方メートル以上、市街地では1人当たりの敷地面積の標

準が5平方メートル以上とする。

第1条の5、都市公園の配置及び規模の基準につきましては、(1)として、街区内の居住者の利用においては、敷地面積は0.25ヘクタールを標準とする。

(2)として、近隣の居住者の利用においては、敷地面積は2ヘクタールを標準とする。

(3)として、徒歩圏内の居住者の利用においては、敷地面積は4ヘクタールを標準とする。

(4)として、運動等総合的な利用においては、機能を十分発揮できる敷地面積を標準とする。

次のページをお願いいたします。

第1条の6、公園施設の設置基準につきまして、公園の敷地面積の100分の2を超えてはならない。

ただし特例として、100分の10を限度とする等でございます。

先ほど説明させていただきました(1)の条文に該当する都市公園は、築地公園、朝日公園、駿田公園、北浜公園でございます。

(2)の条文に該当します都市公園は、天満公園でございます。

(4)の条文に該当する都市公園は、那智勝浦海浜公園でございます。

第1条の6の条文に該当する施設は、体育文化会館でございます。

なお、新旧対照表に改正分を記載させていただいております。

なお、この条例は、平成25年4月1日からの施行でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第28号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第29号 那智勝浦町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関



## する基準を定める条例

○議長（森本隆夫君） 日程第18、議案第29号那智勝浦町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議案第29号那智勝浦町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例につきまして御説明申し上げます。

〔議案第29号朗読〕

次のページをお願いします。

本条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令の基準に基づく条例の制定でございます。一部独自項目として、和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則を追加する内容でございます。

主な内容を説明させていただきます。

第4条では、園路、広場の出入り口の幅を120センチメートル以上とする。特例で90センチメートル以上とすること。

次のページをお願いいたします。

(3)で、階段には両側に手すりを設ける。

(5)で、傾斜路の勾配は8％以下とする。

次のページをお願いいたします。

(6)で、高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵を設ける。

次のページをお願いいたします。

第8条で、駐車場には車椅子使用者用駐車施設を設ける等でございます。

なお、この条例は、平成25年4月1日からの施行でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第29号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開11時。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時42分 休憩

10時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第30号 那智勝浦町下水道条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第19、議案第30号那智勝浦町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長上地君。

○水道課長（上地清隆君） 議案第30号那智勝浦町下水道条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

〔議案第30号朗読〕

次のページをお願いします。

本条例につきましても、地域の自主性及び自立性を高めるための改正の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により、公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準並びに終末処理場及び都市下水路の維持管理に関する基準について、地方公共団体の条例で制定する旨改正がされたため、条例の一部を改正するものでございます。

本町的那智勝浦町下水道条例の新旧対照表もつけております。

改正につきましては、第5章、公共下水道及び都市下水路の施設に関する構造及び維持管理の基準が追加されております。

第28条、排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準、第29条は排水施設の構造の基準、第30条は処理施設の構造の基準、第31条は適用除外でございます。第32条は都市下水路の構造の基準、第33条は都市下水路の維持管理基準の追加が主なものでございます。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第30号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20 議案第31号 那智勝浦町新型インフルエンザ等対策本部条例

○議長（森本隆夫君） 日程第20、議案第31号那智勝浦町新型インフルエンザ等対策本部条例を議題とします。

総務課長濱口君、提案理由の説明。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 議案第31号那智勝浦町新型インフルエンザ等対策本部条例について御説明申し上げます。

〔議案第31号朗読〕

次のページをお願いいたします。

これにつきましては、現在例えば高病原性鳥インフルエンザが変異して、人から人へ感染するようになった場合、多くの人命が失われるおそれがあり、社会全体の混乱も懸念されるところでございます。こうした状況の中、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症に対して、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限にとどめるため、平成24年5月11日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されております。市町村におきましても、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されたときには、市町村長は直ちに市町村対策本部を設置することとなっており、設置に当たり、事前に特別措置法に準じて条例の制定が義務づけされたことから、国が示す施行日に備えて本条例を制定するものでございます。

第1条として目的について、第2条、組織について、第3条、会議の設置等について、第4条、本部内に置く部の設置について、第5条として雑則について定めさせていただいております。

なお、附則といたしまして、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行するとしております。

以上が本条例の概要であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第31号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第32号 那智勝浦町紀伊半島大水害記念公園条例

○議長（森本隆夫君） 日程第21、議案第32号那智勝浦町紀伊半島大水害記念公園条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 議案第32号那智勝浦町紀伊半島大水害記念公園条例について御説明申し上げます。

〔議案第32号朗読〕

次のページをお願いいたします。

この条例は、平成23年9月4日に発生した紀伊半島大水害を風化させることなく、またこの未曾有の大水害からの復興を願い、あわせて防災意識の高揚を図るため、那智勝浦町紀伊半島大水害記念公園の設置に関し必要な事項を定めるものでございます。

第1条として目的について、第2条、名称及び位置について、第3条、行為の禁止について、第4条、公園内における損害の責任について、第5条、委任について定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上が本条例の概要でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

6 番湊谷君。

○6 番（湊谷幸三君） 1 点お伺いいたします。

第4条に、「公園内における物損又は滅失等について、町長はその賠償の責めを負わない」と書かれてありますが、わざわざこれ、この一条を加えるのは、この第4条というのはどういうことを想定して加えられたんか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） お答えさせていただきます。

損害の責任について、公園内において発生する物損とか滅失等、何かなくし物したとか、そういうことがあった場合に、基本的には町長がその賠償の責任を負わないということで、とりあえず定めさせていただいております。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それでは、町長ということは那智勝浦町ということでしょうが、そしたらまず毀損された場合、毀損があった場合、それを誰がもとどおりに修復するんかということを問われた場合、町長は責任ないんやよと。だけど、毀損した者を特定できない場合は町で直さんといかんでしょう、修繕せんと、修復せんと。それも否定しているのかどうかね、この一条で、ここんともお聞きしたい。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 答えさせていただきます。

基本的には、議員さんおっしゃいますとおり、毀損があった場合、本来その毀損した者が賠償の責を負うものと思います。それが特定されない場合、やむを得ず町で直すこともあろうかとは思いますが、ただ、原則的には、本来その毀損した者が賠償の責を負うべきものと考えております。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） しかしながら、この第4条があったとしても、毀損した者を特定できない場合は速やかに町が、町ということは町長ですね、町長が予算措置をしてこれを修復に当たるという認識でよろしいんでしょうね。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） はい、議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

1番左近君。

○1番（左近 誠君） この公園条例なんですけど、これ読んでますと、管理っていうところがないんですけどね。管理の仕方とか、そういうのをやっぱり入れとくべきじゃないんでしょうか。先ほど6番議員の中で、そういう中でそういうのも関係したあると思うんですけど、その点どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） お答えさせていただきます。

基本的には第5条で、「この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める」ということで、規則等で定めさせていただけたらと思っております。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） この条項の中に管理というのはないんですけど、やっぱり一応管理というのをうとうた中で、これ条例というのはやっぱり必要だと思うんですけど、その点どうですかね。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 条例の中になくても、管理等について細かく定めることはできると思いますが、また課内、町長、上司とも相談しまして検討させていただきます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第32号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 議案第33号 那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第22、議案第33号那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長小脇君。

○消防長（小脇邦雄君） 議案第33号について御説明します。

〔議案第33号朗読〕

別紙をお願いします。

介護補償の中で、第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第33号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第34号 那智勝浦町立学校設置条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第23、議案第34号那智勝浦町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 議案第34号那智勝浦町立学校設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

〔議案第34号朗読〕

これは浦神小学校が児童の減少により、平成25年3月31日をもって公立学校を廃止し、4月1日より町立下里小学校に統合するため、今回那智勝浦町立学校設置条例から浦神小学校を削除するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑を終結することに御異議ありませんか。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 1点だけ少しお伺いします。

以前に、まず学校を統合した場合は休校扱いにしといて、統合されたほう側の学校をね、そこで交付税措置があると、そういうことを聞いておったわけですが、廃止となったら、もう交付税措置もされないと思うんですが、この点について今どうなってますかね。

○議長（森本隆夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） お答えします。

議員言われるように、確かに以前1つ例を出しましたら、妙法小学校、このときはいきなり廃校ではなしに休校扱いということで、たしか私の記憶では8年ほど休校扱いしておったように思います。その当時は休校する理由として、色川地区には入植者がかなり見込めると。一旦妙法小学校は閉めるけど、先々で入植者が来られて児童もふえるんじゃないかということで休校扱いしておったんですが、悲しいことに小阪、平野地区については入植者がほとんどなくて、児童が途絶えてしまったということで、休校から廃校扱いにした記憶がございます。

ただ心配なのは、一応交付税措置は確かにいただけるということですが、いろいろ国の会計監査、検査等もありまして、当然そういう他町村でも指摘を受けて返したというような実情もございます。

それと、浦神小学校につきましては、近年の著しい児童の減少がありまして、将来的にもふえる見込みがないと。そのようなことも踏まえて何度も育友会、地元区とも話し合いされた結果、そういう方向に至ったと。そういう結果、廃校にした次第でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第34号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 議案第35号 那智勝浦町立図書館設置条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第24、議案第35号那智勝浦町立図書館設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 議案第35号那智勝浦町立図書館設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。



〔議案第35号朗読〕

次のページをお願いします。

これは図書館法の一部改正により図書館協議会委員の選出基準が削除され、委員の任命の基準は自治体の条例で定めることとなりました。従前においては、委員の任命の基準は那智勝浦町立図書館協議会規則（昭和53年教育委員会規則第3号）の中で定めておりましたが、法令に従い、今回那智勝浦町立図書館設置条例で定めるものであります。

附則としまして、この条例は、4月1日から施行するものとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 1点確認させてください。

委員の任命のうち、町内の保育所の先生方については、どのところに該当するのか、確認させてください。

○議長（森本隆夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） お答えします。

委員につきましては、町内公立学校の代表者、町内社会教育関係団体の代表者、社会教育委員の代表者、公民館運営審議委員の代表者、学識経験者となっております。現在、7人の方が任命されておまして、公立学校代表が1名、社会教育関係が1名、社会教育委員関係が1名、公民館関係が2名、学識経験者2名の計7名となっております。この中で議員言われる保育所の保母さん関係になりますと、特に今まで定めた中でそういう方を任命したことはないんですが、任命するとなれば、幼・保一元化ということもありまして、学校関係になるのかなというような気もいたします。そのように思います。もし任命するに当たりましたら、年、春と秋に委員会を開催しておりますので、その場でまた議題として検討もさせていただきたいと、そのように考えます。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 御説明によりますと、図書館の責務といいますか、機能といたしましては、やっぱり幼児、園児にも楽しんでいただけるような施設は当然求められるところだと思います。公民館運営審議委員の代表者2名、学識経験者2名も含めて、対象となつてられる方が主に一般の大人の方が多いのかなと。幼児、園児の求められる、親しめるような図書館を目指すには、そのあたりも保育所の先生方などの御意見も集約できるような仕組みづくりを検討すべきかと思いますので、そのあたりもう一度御見解をお伺いします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 今議員が言われたこと、協議会の中で提案して検討させていただきたいと、そのように考えます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第35号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第36号 那智勝浦町歴史文化的景観保全条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第25、議案第36号那智勝浦町歴史文化的景観保全条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 議案第36号那智勝浦町歴史文化的景観保全条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第36号朗読〕

次のページをお願いします。

これは本条例のうち、第7条の適用除外に関する条文であります。

今回の一部改正は、文化財保護法並びに自然公園法の一部改正による条文整理に伴い、本条例の意図するものと現行にずれが生じていることから、両法のかかわる条名を整理するためのものでございます。

なお、これにより内容等の変更はございません。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第36号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第26 議案第37号 那智勝浦町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第26、議案第37号那智勝浦町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長上地君。

○水道課長（上地清隆君） 議案第37号那智勝浦町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

〔議案第37号朗読〕

次のページをお願いします。

本条例につきましては、給水区域等の改正でございます。今年度より宇久井簡易水道の上水道統合を行います。下里、太田、浦神簡易水道につきましても、平成29年度から統合を予定しております。

改正内容につきましては、設置条例の別紙、新旧対照表をつけております。

経営の基本第2条の2項、給水区域の改正でございます。統合に伴い、簡易水道であった区域を上水道に改正するものでございます。

また、同条第3項の給水人口「1万7,100人」を「1万7,270人」に、同条第4項の計画1日最大給水量「2万4,600立方メートル」を「1万4,200立方メートル」に改正するものでございます。この改正につきましては、過去10年間の推移をもとに変更認可を行い、改正するものでございます。

附則としまして、条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第37号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第38号 那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第27、議案第38号那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長上地君。

○水道課長（上地清隆君） 議案第38号那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

〔議案第38号朗読〕

次のページをお願いします。

本条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改正の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により、地方公共団体の条例で制定する旨改正がされたことから、条例の一部を改正するものでございます。

本町的那智勝浦町給水条例新旧対照表をつけております。

改正につきましては、先ほども説明しましたが、給水区域の変更と布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準、第4条から6条の追加が主なものでございます。

第1条につきましては、目的の資格基準の追加をしております。第2条は、給水区域の改正でございます。統合によるものでございます。第4条は、布設工事監督者を配置する工事。第5条は、布設工事監督者の資格。第6条は、水道技術者の資格について改正されたものでございます。

この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

特例措置としまして、旧宇久井簡易水道の上水道統合における水道料金を定めております。水道料金は、用途別でございます。家事用、水量1立方メートル110円、業務用、水量1立方メートル170円、臨時用、水量1立方メートル260円でございます。

これにつきましては、平成25年4月から宇久井簡易水道につきましては上水道に統合されま

す。簡易水道のメーター検針日が毎月15日でございます。上水道の検針日につきましては、毎月5日に行っております。水道メーターの検針日の相違によりまして、3月15日から4月5日の期間、20日分の水道料金を4月分とし、5月分の水道料金と合算するものでございます。量水器使用料は1カ月分でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

8番東君。

○8番（東 信介君） 濟いません、ちょっと1つだけお聞きします。

最後のところに表が載ってるんですけど、臨時給水用というのはどういようなことを言われるんですか、その辺お願いします。

○議長（森本隆夫君） 水道課長上地君。

○水道課長（上地清隆君） 臨時給水用でございますけれども、家を新築するとき等に、まず施工業者が臨時用として使用することがございます。そしてまた、大きな工事につきましても、その建設業者などが臨時用として使用するものが主なものでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第38号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時39分 散会